

**徳島市し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業に係る環境影響評価  
(計画段階環境配慮書) 業務 仕様書**

## **第1章 総則**

### **1 総則**

本仕様書は、徳島市（以下「発注者」という。）が受託者へ委託する「徳島市し尿・浄化槽汚泥処理に係る環境影響評価（計画段階環境配慮書）業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### **2 目的**

発注者のし尿・浄化槽汚泥処理施設である東部環境事業所浄水苑は、老朽化による施設全体の更新を検討する時期を迎えていることから、令和7年6月に「徳島市し尿・浄化槽汚泥処理施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。基本構想では、「従来処理方式」（既存と同様の処理施設を建設し処理する方式）と「共同処理方式」（既存下水道施設に投入施設を建設し、処理する方式）について、処理の安定性、近年の導入実績、経済性などの観点から比較・検討を行った。

そして、それぞれの処理方式について建設候補地を検討した結果、従来処理方式の場合は東部環境事業所浄水苑に隣接する市有地を、また、共同処理方式の場合は下水道終末処理場である北部浄化センターを、それぞれ建設候補地とすることを、令和8年2月に定めたとある。

本業務は、それぞれの処理方式について徳島県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づく環境影響評価（計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）手続き）を行い、建設候補地決定の判断材料とすることを目的とする。

### **3 委託期間**

契約日の翌日から令和9年3月24日まで

### **4 関係法令等の遵守**

受注者は、業務の実施に当たり、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令、規格、基準、指針等（いずれも最新版とする。）を遵守しなければならない。

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (4) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (5) 徳島県環境影響評価条例（平成12年徳島県条例第26号）
- (6) 循環型社会形成推進基本計画

- (7) 循環型社会形成推進交付金交付要綱、同取扱要領
- (8) 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針
- (9) 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領
- (10) 社会資本整備総合交付金交付要綱
- (11) 下水道施設計画・設計指針と解説
- (12) その他関係法令、規格、基準、指針等

## 5 業務の実施体制

受注者は、業務の実施に当たっては、受注者と恒常的な雇用関係を有する経験豊富な技術者を次のとおり配置しなければならない。なお、照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。（管理技術者と担当技術者は兼ねることができる。）

### (1) 管理技術者、照査技術者

次のいずれかの技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による登録を受けた者をいう。以下同じ。）

- ア 技術士（建設部門－建設環境）
- イ 技術士（環境部門－環境影響評価）
- ウ 技術士（総合技術監理部門－建設－建設環境）
- エ 技術士（総合技術監理部門－環境－環境影響評価）

### (2) 担当技術者

次のいずれかの技術士又はRCCM（（一社）建設コンサルタンツ協会のシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格制度規程に基づく登録を受けた者をいう。以下同じ。）

- ア 技術士（建設部門－建設環境）
- イ 技術士（環境部門－環境影響評価）
- ウ 技術士（総合技術監理部門－建設－建設環境）
- エ 技術士（総合技術監理部門－環境－環境影響評価）
- オ RCCM（建設環境）

## 6 提出書類

受注者は、業務の開始及び完了に当たって、次の書類を発注者に提出しなければならない。記載内容を変更した場合も同様とする。

- (1) 業務開始届
- (2) 業務予定表
- (3) 管理技術者届、照査技術者届、担当技術者届（いずれも、5に定める資格及び恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。）
- (4) 照査報告書
- (5) 業務完了届

- (6) 成果品（紙媒体、電子データ）
- (7) その他発注者が指示するもの

## 7 測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）登録

受注者は、受注時は契約後 10 日以内（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。以下この項において同じ。）、変更時は変更があった日から 10 日以内、完了時は完了後 10 日以内、訂正時は適宜、テクリスにより「登録のための確認のお願い」を作成し、業務担当者の確認を受けた上で、登録機関に登録を行うこと。登録完了後は、登録機関が発行する「登録内容確認書（業務実績）」を書面又は登録機関からのメール添付により提出すること。

## 8 資料等の収集及び貸与・返却

- (1) 受注者は、本業務の実施に必要な資料は、自ら収集するものとする。
- (2) 発注者は、本業務実施上必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された資料等の必要がなくなった場合は、速やかに発注者に返却するものとする。
- (4) 受注者は、資料が発注者でなければ収集できない場合や、協力がなければ収集できない場合は、発注者から収集の協力を受けるものとする。

## 9 秘密の保持と中立性の義務

受注者は、本業務の履行上知り得た各種情報について、発注者の許可なく第三者に公表、貸与又は開示してはならず、本業務完了後であっても同様とする。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

## 10 打合せ等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 連絡は、積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
- (3) 本業務着手時及び必要に応じて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (4) 受注者は、関係機関と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

## 11 報告の義務

受注者は、各工程の進捗状況を発注者に対し報告するものとする。発注者は必要に応

じ進捗報告書の提出を受注者に求めることができるものとする。

## 12 関係官公庁との協議

受注者は、本業務の実施中に、関係者又は監督官庁との折衝を要する場合は、遅滞なく発注者に申し出て指示を受けるものとする。

## 13 疑義

本業務についての疑義又は定めのない事項については、発注者と受注者が事前に協議し決定するものとする。

## 14 検査

- (1) 本業務は、発注者の検査合格を持って完了とする。
- (2) 納品後に、成果品に記入漏れ、不備又は、誤りが発見された場合には、受注者は速やかに訂正するものとする。

## 15 費用負担

本業務に係る必要な費用は、本仕様書に明記がない場合であっても、原則として受注者の負担とする。

## 16 一括再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。

## 17 成果品

- (1) 本業務の成果品は第2章による。
- (2) 電子データは、媒体はCD又はDVDとし、事業年度及び事業名称・受託者名称等を収納ケース及び媒体に必ずラベルにより付記すること。また、最新のウイルス定義データベースによるウイルスチェックを行うこと。
- (3) 使用するアプリケーション及びファイル形式については以下のとおりとする。  
Microsoft Word 2016以上  
Microsoft Excel 2016以上  
上記に加えて、紙媒体に準じたPDF形式のファイルも併せて作成すること。
- (4) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

## 18 成果品の帰属

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は発注者に属するものであり、発注者の承認を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。

なお、成果品の内容に使用された写真、イラスト及びグラフ等については、発注者が使用するに当たり支障がないものとする。

## 19 担当事務局

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地

徳島市環境部環境施設整備室（徳島市役所10階）

電話 088-621-5220

FAX 088-621-5210

電子メール kankyo\_sisetu@city-tokushima.i-tokushima.jp

## 第2章 業務内容

発注者が整備を計画しているし尿・浄化槽汚泥処理施設（従来処理方式及び共同処理方式）について、条例に基づく配慮書の作成と手続きに係る支援を行う。

### 1 計画準備

業務の目的・趣旨を理解したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

### 2 事業特性の把握

事業の内容について把握・整理する。

- (1) 事業の種類
- (2) 事業実施想定区域の位置
- (3) 事業の規模又はそれに係る構造物等の構造若しくは配置に関する事項
- (4) 供用時の運用計画の概要
- (5) 事業の工事計画の概要
- (6) その他事業に関する事項

### 3 地域特性の把握

地域特性（対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況）を把握・整理する。

- (1) 自然的状況
  - ア 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況
  - イ 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

- ウ 土壌及び地盤の状況
- エ 地形及び地質の状況
- オ 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- カ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- キ 一般環境中の放射性物質の状況

(2) 社会的状況

- ア 歴史的、文化的状況
- イ 人口及び産業の状況
- ウ 土地利用の状況
- エ 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- オ 交通の状況
- カ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- キ 上水道及び下水道の整備の状況
- ク 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- ケ その他事業に関し必要な書類

#### 4 現地踏査

地域特性の把握のために必要な現地踏査を実施する。

#### 5 位置等に関する設定に係る事項の把握

徳島県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）に基づき、位置等に関する複数案の設定に向けた情報を把握すると共に、当該資料の出典を明らかにできるように整理する。

#### 6 位置等に関する複数案の設定

技術指針に規定に基づき、発注者が示す事業計画を基に、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案について適切に設定する。

なお、位置等に関する複数案としては、第1章「2 目的」に示す建設候補地、処理方式等を想定している。

#### 7 計画段階配慮事項の選定

技術指針に基づき、把握した事業特性、地域特性等についての情報を踏まえ、事業の実施に伴い環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）

に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討し、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行う。

## 8 調査、予測及び評価の手法の選定

把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針に基づき、調査、予測及び評価の手法の選定を行う。

## 9 調査、予測及び評価の実施

前項で選定した手法に基づき、計画段階配慮事項の調査、予測、及び評価を実施する。

## 10 配慮書の作成

前項までの作業を基に配慮書及び要約書を作成する。

配慮書及び要約書の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 記載内容については、一貫性のある内容となるよう配慮するとともに、できる限り写真、図、グラフ、フォトモンタージュ等を用いることにより、分かりやすい内容とする。
- (2) 学術的専門用語を使用する場合は、必要に応じて注釈などを付す。  
また、専門技術的な資料、根拠資料等でその量が多くなるものは、資料編として整理する。
- (3) 対象事業計画の内容について、事業の必要性をできる限り具体的に記述するとともに、対象事業計画の策定の背景についても記載する。
- (4) 環境要因と環境要素からの調査・予測・評価項目の選定結果並びに複数の対象事業計画の選定項目ごとの相互比較結果については、マトリックスによる表示を行うなど、分かりやすく表現するように努める。
- (5) 著作権その他に関する問題が生じないようにする。なお、縦覧及び公表等においても同様に扱うものとする。

## 11 意見聴取に向けた資料作成に係る支援、知事意見、見解案の策定

受注者は、市が行う配慮書に対する意見聴取の実施に向けた資料の作成を行うものとする。

## 12 配慮書に係る徳島県環境影響評価審査会、意見対応

徳島県環境影響評価審査会の審議及び配慮書の公表に必要な資料の作成、内容についての説明支援を行う。また、配慮書に対する意見があった場合は、見解案の策定に向けた支援を行うものとする。

## 13 照査

照査技術者は照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定め、業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容について照査を行なうものとする。

#### 14 報告書作成

受注者は、業務の成果として、報告書を作成するものとする。

#### 15 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- |  |                |
|--|----------------|
| (1) 計画段階環境配慮書                          | 100部（くるみ製本）    |
| (2) 計画段階環境配慮書（要約書）                     | 100部（くるみ製本）    |
| (3) 業務報告書<br>（打合せ記録、検討に使用した資料等も収録すること） | 3部（チューブファイル綴じ） |
| (4) 上記電子データ（CD又はDVD）                   | 一式             |

以 上



建設候補地（共同処理方式）  
・徳島市東沖洲

建設候補地（従来处理方式）  
・徳島市論田町

室		室補		係		検		係	
長		長佐		長		算			

# 業務委託設計書

令和 8 年度

名 称 徳島市し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業に係る環境影響評価  
(計画段階環境配慮書)業務

場 所 徳島市内

期 間 契約日の翌日から令和9年3月24日まで

委託業務金額

委 託 理 由 本業務は、徳島市が計画する新しいし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業について、徳島  
県環境影響評価条例に基づく環境影響評価のうち、計画段階環境配慮書の作成及び手続  
きを行うもの。

業 務 概 要 計画段階環境配慮書作成及び手続き 一式

## 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託料								
	環境影響評価業務							
		直接人件費						
			計画段階環境配慮 書作成及び手続き	式	1			第1号明細書
			小計					
		直接経費						
			旅費交通費	式	1			
			成果品作成費	式	1			
			小計					
		直接原価		式	1			
		間接原価(その 他原価)		式	1			
		業務原価		式	1			
		一般管理費等		式	1			
	環境影響評価業務 計			式	1			
		消費税等相当額		式	1			消費税及び地方消費税10%
業務委託料 計				式	1			

第1号明細書

計画段階環境配慮書作成及び手続き

第1.1号明細書

一式

名 称	品質・規格・形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師			人			
技師A			人			
技師B			人			
技師C			人			
技術員			人			
計						
一式あたり						

